

証券コード 6333
(発送日) 2025年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月30日

株 主 各 位

兵庫県たつの市新宮町平野60番地
株式会社 **帝国電機製作所**
代表取締役社長執行役員 村 田 潔

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.teikokudenki.co.jp/ir/library/annualmeeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「帝国電機製作所」または「コード」に当社証券コード「6333」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県たつの市新宮町平野60番地
当社工場事務所棟3階誠和ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第121期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する退任時解除型譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項のうち、連結注記表及び個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類には、当該書面に記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（※議決権の数）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

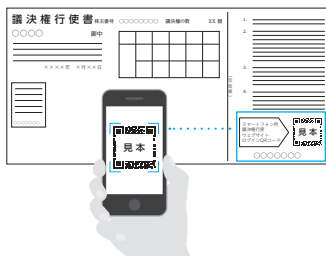
議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

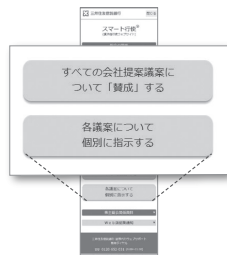
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

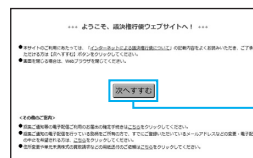
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

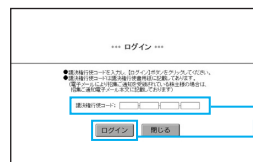
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

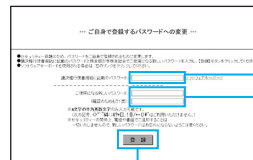
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、不動産市況低迷の長期化により中国の景気に弱さがみられるものの、インフレ圧力の鈍化等を背景に底堅く推移しました。一方で、金利や為替相場の変動、ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学リスクの継続、米国新政権の政策がもたらす影響等により、先行き不透明な状況が続いています。

このような状況下で、当社グループは、「環境貢献に軸を置いた成長戦略とサステナブル経営の両立」を基本テーマとして掲げる3ヶ年の中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）を開始し、脱炭素市場開拓への対応強化に加え、女性活躍推進やグローバル人材育成等、人的資本の強化に取り組んでまいりました。当社グループの主力となるポンプ事業を取り巻く環境は、主要顧客である化学業界において、中国では経済減速により大型プロジェクト減少等の動きが見られたものの、全体としてはアフターサービス需要や脱炭素化に向けた設備投資需要が堅調に推移しました。なお、電子部品事業は、近年収益性が低下しており、主力事業であるポンプ事業とのシナジー効果も少ないことから、2024年12月をもって事業を停止いたしました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、30,546百万円（前期比4.5%増）となりました。

利益面につきましては、主に粗利率の改善等により、営業利益は6,055百万円（同24.0%増）、経常利益は6,296百万円（同15.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社連結子会社である株式会社平福電機製作所の事業停止に伴う関係会社整理損の減少等により、3,811百万円（同22.0%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

ポンプ事業

ポンプ事業の売上は、中国においてケミカル機器キャンドモータポンプの販売やアフターサービスが減少したものの、日本及び米国においてケミカル機器キャンドモータポンプの販売およびアフターサービスが堅調であったことや、米国やインドにおいて原子力向けの大型案件があったこと等から、全体として増加いたしました。

その結果、売上高は29,289百万円（前年同期比7.3%増）、連結売上高に占める割合は95.9%となりました。また、営業利益は、売上高の増加や粗利率の改善等により、6,103百万円（同24.4%増）となりました。

電子部品事業

電子部品事業は、2024年12月末をもって事業を停止したことにより、売上高は1,004百万円（前年同期比38.1%減）、連結売上高に占める割合は3.3%となりました。

また、営業利益は、売上高の減少等により77百万円の営業損失（前年同期は61百万円の営業損失）となりました。

その他

その他は、売上高は252百万円（前年同期比14.6%減）、連結売上高に占める割合は0.8%となりました。

また、営業利益は、売上高の減少等により29百万円（同18.0%減）となりました。

セグメントの売上の状況

セグメント	連結売上高	前連結会計年度比		構成比
		増減額	増減率	
ポンプ事業	29,289百万円	1,988百万円	7.3%	95.9%
電子部品事業	1,004百万円	△616百万円	△38.1%	3.3%
その他	252百万円	△43百万円	△14.6%	0.8%
合計	30,546百万円	1,328百万円	4.5%	100.0%

（注）電子部品事業は、2024年12月31日をもって事業を停止しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、861百万円であります。

その主なものは、子会社の大連帝国キャンドモータポンプ有限公司において工場の増設・一部改修に474百万円を、上月電装株式会社において生産性向上のための機械設備に92百万円を、それぞれ投資いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
売上高(千円)	22,244,497	28,450,684	29,217,874	30,546,287
経常利益(千円)	2,953,749	5,472,448	5,442,844	6,296,563
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,987,699	3,996,655	3,125,199	3,811,499
1株当たり当期純利益(円)	103.29	214.95	173.81	219.27
総資産(千円)	39,001,124	41,596,930	42,040,322	42,396,568
純資産(千円)	30,291,067	31,506,226	32,466,222	33,504,715
1株当たり純資産額(円)	1,579.60	1,716.10	1,809.38	1,971.14

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社協和電機製作所	10,000千円	100%	永久磁石発電機、コイル捲線の製造
上月電装株式会社	10,000千円	100%	ポンプ組立、機械加工、電磁ブレーキの製造、プレス加工
株式会社帝伸製作所	10,000千円	100%	ポンプ組立、機械加工
株式会社平福電機製作所	20,000千円	100%	自動車用電装品、産業機器用基板の製造
TEIKOKU USA INC.	5,800 千米ドル	100%	キャンドモータポンプの製造・販売及び修理サービス、電力関連機器ポンプ等の販売
大連帝国キャンドモータポンプ有限公司	51,000 千人民元	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプの製造・販売及び修理サービス
台湾帝国ポンプ股份有限公司	26,500 千台湾ドル	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
TEIKOKU SOUTH ASIA PTE LTD.	142 千シンガポールドル	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
TEIKOKU ELECTRIC GmbH	950 千ユーロ	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
TEIKOKU KOREA CO.,LTD.	400,000 千韓国ウォン	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
HYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.	102 千インドルピー	51%	キャンドモータポンプの製造・販売及び修理サービス

(注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社11社を含め計12社であります。

2. 株式会社平福電機製作所は、2024年12月31日をもって事業を停止しましたが、清算は未了であります。

(4) 対処すべき課題

現在、世界的に脱炭素社会への移行が叫ばれており、当社を取り巻く外部環境にも大きな変化が訪れようとしています。これを当社のビジネスチャンスと捉え成長を取り込まなければなりません。

当社は、2024年度を初年度とする3ヶ年の中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）において、更なる成長に向けて次の事項を課題と認識し取り組みを進めております。

① 環境負荷軽減に直結するポンプ事業の推進と基盤整備

イ. キャンドモータポンプの需要開拓・促進

新市場である脱炭素市場獲得に向けたマーケティング戦略や製品開発を強化するとともに、既存市場においては地域特性に応じた営業戦略で更なる市場深耕を図ってまいります。

ロ. キャンドモータポンプの安定供給を支える調達力強化と技術対応力向上

需要と社会的役割が増加する当社キャンドモータポンプへの供給責任を果たすため、生産体制の整備やサプライチェーンの強化に取り組みます。また、設計効率化による納期短縮や高難度案件への対応力強化で他社との差別化を図ってまいります。

② 人的資本尊重・強化による成長組織基盤強化

イ. 人財投資増強による育成強化とモチベーションアップ

会社が存続し持続的に発展していくために、人財育成は最重要課題の一つであります。教育訓練の充実や職務設計の工夫により成長機会を創出し、仕事のやりがいを実感できる会社を目指してまいります。また、成長や挑戦を促すような人事・評価制度への見直しにも着手してまいります。

ロ. 働きやすい職場環境の整備

社是「みんなで良くなろう 誠実に事に当たろう 積極的にやろう」を体現した働きがいのある会社を目指すため、仕事のやりがいに加えて、更に働きやすい職場環境を目指してまいります。ハラスメントのない心理的安全性の高い職場づくりや従業員エンゲージメントを高めるため、企業風土改革に取り組みます。また、先進IT技術導入による効率化、労働環境の改善による快適化等にも努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社12社の計13社で構成され、下記製品の製造及び販売を主たる事業としております。

事業区分		主要製品
ポンプ事業	キャンドモータポンプ	ケミカル機器キャンドモータポンプ 高圧ガス機器キャンドモータポンプ 冷凍機・空調機器キャンドモータポンプ 半導体機器キャンドモータポンプ 電力関連機器キャンドモータポンプ
	定量ポンプ	ケミカル機器定量ポンプ 高圧ガス機器定量ポンプ 半導体機器定量ポンプ 発泡装置用定量ポンプ
	その他のポンプ	電力関連機器ポンプ その他ポンプ
	その他	
	特殊機器	永久磁石発電機他

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

株式会社帝国電機製作所	本 社 ・ 研究開発 センター	兵庫県たつの市新宮町平野60番地
	営 業 所	西部営業所（本社内）、大阪営業所（大阪市中央区）、東京営業所（東京都中央区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、九州営業所（北九州市小倉北区）
	工 場	新宮工場（本社）、東京サービス工場（埼玉県草加市）、光都工場（兵庫県たつの市）
	出 張 所	千葉出張所（千葉市美浜区）

② 重要な子会社

株式会社協和電機製作所	本 社	兵庫県養父市大屋町夏梅12番地
上月電装株式会社	本 社	兵庫県たつの市新宮町光都3丁目29番1号
株式会社帝伸製作所	本 社	兵庫県たつの市新宮町吉島440番地
株式会社平福電機製作所	本 社	兵庫県揖保郡太子町福地745-1
	工 場	太子工場（本社）、光都工場（兵庫県たつの市）
TEIKOKU USA INC.	本 社	アメリカ合衆国ペンシルバニア州
	工 場	ペンシルバニア工場、テキサス工場、オハイオ工場
大連帝国キャンドモータポンプ有限公司	本 社	中華人民共和国大連市
	営業所・ 出張所	大連（本社内）、北京、太原、蘭州、新疆、西安、済南、青島、上海、杭州、南京、無錫、福州、広州、成都
	工 場	大連工場（本社）
台湾帝国ポンプ股份有限公司	本 社	中華民国（台湾）台北市
	工 場	修理工場（高雄市）
TEIKOKU SOUTH ASIA PTE LTD.	本 社	シンガポール共和国
TEIKOKU ELECTRIC GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市
TEIKOKU KOREA CO.,LTD.	本 社	大韓民国ソウル特別市
HYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.	本 社	インド共和国タネ市
	工 場	インド工場（タネ市）

（注）株式会社平福電機製作所は、2024年12月31日をもって事業を停止しましたが、清算は未了であります。

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,107名 [57名]	142名減 [46名減]

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート・嘱託社員等の臨時雇用者は[]内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前期末と比べて142名 [46名]減少しておりますが、その主な理由は、2024年12月31日付で株式会社平福電機製作所を事業停止したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
317名 [22名]	12名増[1名増]	40.4歳	17.0年

- (注) 従業員数は就業員数であり、社外への出向者11名は含んでおりません。
なお、パート・嘱託社員等の臨時雇用者は[]内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 69,200,000株

② 発行済株式の総数 16,880,038株

（注）自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて1,600,000株減少しております。

③ 株主数 7,114名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,854,300株	11.16%
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	1,708,500株	10.29%
三 菱 電 機 モ ビ リ テ ィ 株 式 会 社	1,286,400株	7.75%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	1,196,200株	7.20%
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E N O N T R E A T Y C L I E N T S A C C O U N T	581,800株	3.50%
帝 国 電 機 取 引 先 持 株 会	420,900株	2.53%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	416,300株	2.51%
刈 田 耕 太 郎	413,544株	2.49%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	410,000株	2.47%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	292,573株	1.76%

（注） 1. 持株比率は自己株式（270,980株）を控除して算出しております。

2. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当社は、2024年6月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について決議し、以下のとおり処分いたしました。

(1)処分した株式の種類及び数	当社普通株式 6,200株
(2)処分価額	1株につき2,506円
(3)処分価額の総額	15,537,200円
(4)株式の割当ての対象者	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名

- ⑥ その他株式に関する重要な事項

- 当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

(1)取得した株式の種類	当社普通株式
(2)取得した株式の総数	1,000,000株
(3)株式の取得価額の総額	2,477,000,000円
(4)取得期間	2024年11月19日～2024年12月16日
(5)取得方法	公開買付

- 当社は、2025年2月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく、自己株式の消却について決議し、以下のとおり消却いたしました。

(1)消却した株式の種類	当社普通株式
(2)消却した株式の総数	1,600,000株
(3)消却日	2025年2月28日

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	村 田 潔	
取締役常務執行役員	佐 藤 哲 造	営業本部長、 大連帝国キャンدمータポンプ有限公司董事長
取締役執行役員	阿 部 孝 司	総務本部長
取 締 役	渡真利 千 恵	株式会社トーホー社外取締役、株式会社チノー社外取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	加 減 孝 司	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	林 晃 史	弁護士（弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長）、株式会社F・O・ホールディングス社外取締役、三輪運輸工業株式会社社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	川 島 一 郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	沖 剛 誠	公認会計士（沖公認会計士事務所所長）、株式会社ノバック社外監査役

- (注) 1. 2024年6月26日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長執行役員 頃安義弘氏は任期満了により退任いたしました。
2. 2024年6月26日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって、阿部孝司氏は取締役（常勤監査等委員）を任期満了により退任し、同総会において取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 2024年6月26日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって、加減孝司氏は取締役執行役員を任期満了により退任し、同総会において取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
4. 2024年6月26日付で、村田 潔氏は取締役専務執行役員から代表取締役社長執行役員に就任いたしました。
5. 2024年6月26日付で、佐藤哲造氏は取締役執行役員から取締役常務執行役員に就任いたしました。
6. 取締役 渡真利千恵氏並びに取締役（監査等委員）林 晃史氏、取締役（監査等委員）川島一郎氏及び取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、社外取締役であります。
7. 当社は、取締役 渡真利千恵氏並びに取締役（監査等委員）林 晃史氏、取締役（監査等委員）川島一郎氏及び取締役（監査等委員）沖 剛誠氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、取締役 渡真利千恵氏並びに取締役（監査等委員）加減孝司氏、取締役（監査等委員）林 晃史氏、取締役（監査等委員）川島一郎氏及び取締役（監査等委員）沖 剛誠氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
10. 情報収集の充実を図り、監査等委員会の円滑な運営を行うために、加減孝司氏を常勤監査等委員として選定しております。
11. 取締役兼務者を除く2025年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地	位	氏	名	担	当
上	席	執	行	役	員
杉	本	洋	一	郎	生産本部長
執	行	役	員	森	澤
				友	和
					技術開発本部長
執	行	役	員	横	山
				淳	生産本部副本部長

② 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 村田 潔氏、佐藤哲造氏、阿部孝司氏及び渡真利千恵氏並びに取締役（監査等委員） 加減孝司氏、林 晃史氏、川島一郎氏及び沖 剛誠氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が取締役に対して責任追及を行った場合や取締役が職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合等における防御費用等については補償の対象外とすること等、一定の制限を設けております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社全ての取締役、監査役、執行役員及び管理職の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

④ 取締役を支払った報酬等の総額

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。 (うち社外取締役)	110,482 (6,900)	55,525 (6,900)	42,768 (-)	12,188 (-)	6 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	36,800 (21,600)	36,800 (21,600)	-	-	5 (3)
合計 (うち社外取締役)	147,282 (28,500)	92,325 (28,500)	42,768 (-)	12,188 (-)	9 (4) (注) 1

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員を除く。)1名が含まれております。また、当事業年度中に取締役(監査等委員)を退任し、取締役(監査等委員を除く。)に就任した1名及び取締役(監査等委員を除く。)を退任し、取締役(監査等委員)に就任した1名が含まれているため、支給額はそれぞれの在任期間に基づき区分しております。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第119期定時株主総会において年額204,500千円以内(うち社外取締役分年額10,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は5名(うち社外取締役1名)であります。またこれとは別枠で、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50,000千円以内とすることが2018年6月28日開催の第114期定時株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の員数は5名であります。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第116期定時株主総会において年額44,000千円以内と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会にて決定しており、その内容は以下のとおりであります。

・基本報酬（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

基本報酬については、取締役の役位に応じて支給額を決定しております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給しております。

・業績連動報酬の業績指標の内容及び業績連動報酬の額または数の算定方法の決定方針

報酬委員会にて、各事業年度の共通重要業績指標（売上、営業利益）と取締役ごとに設定する関係重要業績指標（人材育成、品質、リスク管理、効率、その他重点施策）、それらの評価基準及び評価ウェイトを設定します。役位に応じて設定されている業績連動報酬基準額に、設定した評価ウェイト、及び共通重要業績指標・関係重要業績指標の達成度に基づく支給係数を乗じた額を業績連動報酬としております。

当該指標を選択した理由は、共通重要業績指標については、業務執行取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、売上、営業利益が最も適切な指標と判断したためであり、より高い売上、営業利益水準を達成することで、持続的成長と企業価値向上を図ることができるためであります。また関係重要業績指標については、上記を達成するための事業基盤を強化するためであります。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、売上高29,217百万円、営業利益4,882百万円であります。

・非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針

取締役（監査等委員を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度による譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額50,000千円以内、発行または処分される当社普通株式の総数は年100千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）としております。また対象となる取締役は、本株式の払込期日から3年間の期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない譲渡制限期間を設けております。

なお、当事業年度の交付状況は「2. 会社の現況 (1)株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

・報酬等の種類ごとの割合の決定方針

報酬ごとに各役職位の実績に基づく報酬を算出し、割合が決定されるため、報酬等の種類ごとの割合については事前に決定しておりませんが、業績連動報酬に関する共通重要業績指標と関係重要業績指標の達成度を100%とした場合の報酬ごとの構成比は以下のとおりとなります。なお、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬については、役位上位ほど割合が大きくなります。

役位	役員報酬の構成比			合計
	基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
会長	※	※	—	100%
社長	40.0%	40.0%	20.0%	
副社長	42.1%	39.5%	18.4%	
専務	45.5%	39.4%	15.1%	
常務	50.0%	35.7%	14.3%	
取締役	60.5%	31.6%	7.9%	

※会長職は職務の内容に応じて報酬の内容を都度決定します。

・報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬及び業績連動報酬の支払い時期は、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、月例報酬として支払っております。

また譲渡制限付株式報酬の支払い時期については、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、取締役会で決定しております。

- ・報酬等の決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項
該当事項はありません。

・その他報酬等の決定に関する事項

各取締役の具体的な報酬額については、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の具体的な報酬額については、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬額等は、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の答申を踏まえて決定されたものであり、また、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、かつ役職位別の支給基準に従っていることを取締役会において確認したこと等から、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであることを取締役会にて判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 渡真利千恵氏は、株式会社トーホー社外取締役及び株式会社チノー社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）林 晃史氏は、弁護士（弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長）、株式会社F・O・ホールディングス社外取締役及び三輪運輸工業株式会社社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、公認会計士（沖公認会計士事務所所長）及び株式会社ノバック社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役 渡真利千恵氏は、当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。事業会社で要職を歴任し、マーケティングや管理業務等での豊富な経験に加え、女性活躍推進委員会の委員長を務め、多数の女性管理職の育成に携わった経験も有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、女性活躍推進を含む人材育成の取り組み等について、助言を行う等、期待されている役割・責務を十分に発揮しております。
- ・ 取締役（監査等委員）林 晃史氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会17回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的な見識を有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、子会社管理等について、専門的な立場から適宜必要な助言を行う等、期待されている役割・責務を十分に発揮しております。
- ・ 取締役（監査等委員）川島一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査等委員会17回全てに出席いたしました。海外を含む豊富な実務経験と幅広い知見を有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、グローバルビジネスや事業戦略等、経営全般について助言を行う等、期待されている役割・責務を十分に発揮しております。
- ・ 取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査等委員会17回全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識を有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、子会社管理や四半期ごとの決算レビュー等について、専門的な立場から助言を行う等、期待されている会計処理の妥当性、適正性、財務報告の信頼性を確保するための役割・責務を十分に果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
・ 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額 (注) 1	39,700千円
・ 公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額 (注) 2	9,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制等に関するアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な海外子会社であるTEIKOKU USA INC.、大連帝国キャンドモータポンプ有限公司及びHYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規則に則り株主総会に提出する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、保有する情報関連資産の管理に関わる基本原則である「情報管理に係る基本方針」及びそれに付随する諸規定に基づき情報の保存・管理を行う。各部署に情報の保存・管理に関わる責任者を設置し、その総括窓口を経営企画部とする。

② 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスク管理を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、執行役員を常任委員とするリスク管理委員会を設置し、リスクの抽出・評価・管理を行う。個々のリスクについての管理責任者は、当該業務を担当する部門の執行役員を務める常任委員とする。委員会が必要と認めるときは、各部門から任命された非常任委員や委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。リスク管理委員会の委員長は、活動状況を取締役会に報告する。

リスク管理委員会は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制についても、財務報告の適正性を確保するための整備状況及び運用状況について審議を行う。

当社では、大震災等の災害や感染症が発生した場合のBCP（事業継続計画）の一環として「危機管理規定」を制定しており、不測の事態が発生した場合には、必要に応じ代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置、全役職員が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、または損害の拡大を最小限にとどめる体制をとる。グループ各社は当社の「危機管理規定」を準用する。

③ 当社企業グループの取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を原則として1か月に1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

取締役会は、重要な業務執行のうち、取締役会の決議が必要である事項以外について、代表取締役社長に対する権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。

代表取締役社長は自らが議長を務める経営会議での決定に基づき効率的な業務執行を行う。経営会議は、執行役員で構成され、各執行役員の業務執行については、「組織規定」、「職務分掌規定」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めることとする。

グループ各社は、「関係会社管理規定」及び「海外子会社管理規定」に基づき、事業状況、

財務状況その他の重要事項については、当社に対し定期的な報告を行うとともに、定期的に開催する取締役会において経営管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を確保する。また、グループ各社は、当社の監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長及び取締役会に報告を行う。

④ 当社企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用するコンプライアンス体制の基礎として、「帝国電機製作所グループ行動規範」を定める。また、各部署及びグループ各社にコンプライアンス責任者を設置し、経営企画部がそれを統括する。経営企画部は、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を推進するため、各部署及びグループ各社の責任者を通じ、全社員に対し指導・徹底を行い、必要に応じ研修・勉強会を実施する。

当社は、内部通報制度を設け、役職員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、常勤監査等委員または社外弁護士に通報しなければならないと定める。グループ各社は当社の内部通報制度を準用する。当社及びグループ各社には、通報内容の守秘義務があり、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況については、当社企業グループは反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を遮断する。「帝国電機製作所グループ行動規範」にその旨を明文化し、役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用する行動規範として「帝国電機製作所グループ行動規範」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規定を定めるものとする。各部署及びグループ各社に、情報管理責任者・コンプライアンス責任者を置くとともに、経営企画部がグループ全体の情報管理及びコンプライアンス体制を統括・推進する体制とする。

また、内部監査部門である監査室は、当社及びグループ各社に対し財務報告に係る内部統制評価を含む内部監査を実施し、当社グループの内部統制の有効性を評価する。内部監査計画及び内部監査結果については、監査室が代表取締役社長及び取締役会へ直接報告を行う。

なお、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は内部監査部門を中心に人選を行い、その任（兼任）に充てるものとする。また、監査等委員でない取締役の中から、取締役会の決議によって、監査等委員の監査等を補助する職責を担う「監査等特命取締役」を選任することができる。当社監査等委員会の職務の補助を担当する取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請、指示された事項を最優先に行うものとするとともに、当該取締役及び使用人の異動等人事については監査等委員会の同意を要するものとし、独立性を確保する。

- ⑦ 当社企業グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社企業グループの取締役及び使用人等（以下「役職員」という）は、当社企業グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または取締役による重大な法令・定款違反行為があることを発見したとき、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。また、「監査等委員会規則」で、監査等委員は必要に応じ、または定例の監査等委員会において役職員から報告を受ける旨を規定する。

監査等委員は、取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社企業グループの役職員にその説明を求めることができるものとする。当社企業グループの役職員は、当社監査等委員会が選定した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行うものとする。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社企業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの役職員に周知徹底する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払いまたは償還の手続きに係る方針

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について費用の前払い等を請求した場合は、会社は監査等委員の当該職務の執行に必要でないと認められるときを除きこれを拒むことができない。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

- ・ 当事業年度は取締役会を14回開催し、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項、その他経営に関する重要事項の決議を行い、また職務の執行状況の報告を行っております。
- ・ 重要な業務執行のうち、取締役会の決議が必要である事項以外について代表取締役社長に権限委譲を行い、代表取締役社長は自らが議長を務める経営会議での決定により効率的な業務執行を行っております。
- ・ 子会社における事業状況、財務状況その他の重要事項について、毎月当社に対し報告を行っております。また定期的に開催する取締役会において当社と経営管理情報の共有を図りながら、業務の適正を確保するための体制を維持しております。

② コンプライアンスに関する取り組みについて

- ・ 当社グループの存在意義、目的である「経営理念」と、それを実現していくための行動、判断基準である「行動指針」を2021年12月に制定しました。当社グループ共通の価値基準として役職員へ浸透させ、意識して業務に取り組むことができるよう、オフィス及び会議室への掲示を行っております。
- ・ 2021年10月より当社及び国内子会社の各部門において毎月コンプライアンス教育を実施する等、コンプライアンス意識の醸成を図っております。
- ・ 監査室は、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制評価を含む内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しました。
- ・ 内部通報制度に基づき、当事業年度において2件通報を受け、事務局が調査、事実確認のうえ対応し、当社グループのコンプライアンス遵守強化を徹底しております。
- ・ 反社会的勢力の排除への取り組みについては、警察当局、地域企業との間で反社会的勢力に関する意見交換を継続的に行い、反社会的勢力との接触があった場合の対策を講じております。事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を維持しております。

③ リスク管理に対する取り組みについて

- ・ 気候変動リスクを含むリスク管理に対する取り組みについてはリスク管理委員会で行っております。当事業年度は3回開催し、経営企画部がリスク管理委員会事務局となり、委員長である社長を除く執行役員が務める常任委員に対してリスクに関するアンケート調査を実施し、リスクを抽出しております。抽出されたリスクを発生可能性・頻度及び財務・レピュテーションへの影響を評価軸にマトリックスを作成し、対応優先度を委員会で議論の上決定いたします。その結果、対応優先度が高いリスクについては、対応部門を委員会で決定し、対応部門の各本部長（常任委員）から、該当部門長（非常任委員）に対して、自部門の経営計画（BSC）に当該リスク対応を組み込むように指示します。経営計画（BSC）に組み込まれたリスク対応については、四半期ごとに開催されるBSC進捗会議において、進捗状況を確認しており、その結果がリスク管理委員会を通じて、取締役会に報告されております。
- ・ 情報管理については、役職員に対する標的型攻撃メール訓練、サーバーのセキュリティの見直し等を行い、情報セキュリティ強化を図っております。
- ・ 金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制については、財務報告の適正性を確保するための整備状況及び運用状況についてリスク管理委員会等において審議及び報告を行っております。

④ 監査等委員会の職務の執行について

- ・ 監査等委員会は、監査計画に基づき監査を実施しております。また、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて取締役、管理職との意見交換、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧等、情報収集に努めております。
- ・ 当事業年度は監査等委員会を17回開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告等を行っております。
- ・ 選定監査等委員は、リスク管理委員会に出席し、必要に応じて当社のリスク管理状況について意見を述べております。
- ・ 監査等委員は、報酬委員会及び指名委員会に出席し、取締役の指名、報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を図っております。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人との間で、定期的に監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を行っております。また、内部監査部門との間で、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況等の情報共有を図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「みんなで良くなろう」「誠実に事に当たろう」「積極的にやろう」という社是のもと、1939年の創業以来、鉄道信号機の製造・販売や電気自動車の開発など、常に研究開発型企業として成長を続けてまいりました。この永年にわたって培われた技術の積重ねによって、1960年に独自技術で当社の現在の主力製品である完全無漏洩の「ティコクキャンドモータポンプ」の開発に成功し、それが現在まで続く当社発展の原動力となっています。キャンドモータポンプは、有害な液体や危険な液体を絶対に外部へ漏らさないという構造的特徴を持っており、人や地球環境に最も優しいポンプとして地球環境問題に大きく貢献しています。そして、当社はその製造や製品検査に関する装置の開発など、製造にかかわる技術も自社開発に徹しており、その結果としてこれらについての特許も数多く取得しています。また、当社のキャンドモータポンプは、顧客の多様な要求を満足させるために個別受注生産されています。その構造的特徴から危険な現場で使用されることも多く、高い信頼性や長期にわたる過酷な使用環境に耐え得るだけの耐久性も要求されるため、その営業・設計には製品に対する深い知識のみならず、顧客の使用条件に対応できる豊富な知識と経験・ノウハウが必要となり、製造には高度な熟練技術を要します。そのため当社では、研究開発から製造、販売、メンテナンスまで一貫したサポート体制を構築しており、顧客との長期的な信頼関係を築くことにより、これらの経験やノウハウを蓄積しています。

このように、当社事業は地道な研究開発や数多くの納入実績に裏打ちされた経験やノウハウ、長期的な視点に基づく設備投資や人材育成、取引先や地域社会との信頼関係など、永年にわたる努力の積重ねの上に成立しています。

当社の企業価値の源泉は、社是のもとこれらを支える豊富な知識と経験を持つ人材であること、及び脈々と受け継がれてきた経営資源や社風、そして株主の皆様方を始めとしたステークホルダーとの信頼関係が企業価値や株主共同の利益を支える基盤であるということが、当社の現状に対する基本認識であります。

当社を支配する者のあり方については、当社は株式公開会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付であっても、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、その目的、方法等において、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。判断にあたっては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、慎重に当該買付行為または買収提案の当社企業価値・株主共同の利益への影響等を検討し、判断する必要があると認識しています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって、具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社株式の取引や異動の状況を常に注視するとともに、危機対応マニュアルに基づいて社内体制を整え、役割分担・対応方法等を明確にして、当社株式を大量に取得し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する者が出現した場合に備えています。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の可否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えています。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	31,623,710	流 動 負 債	7,634,232
現 金 及 び 預 金	13,886,562	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,047,529
受取手形、売掛金及び契約資産	9,359,199	電 子 記 録 債 務	453,169
電 子 記 録 債 権	1,324,581	リ ー ス 債 務	211,477
製 品	2,856,378	未 払 法 人 税 等	1,108,838
仕 掛 品	2,339,497	製 品 保 証 引 当 金	59,658
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,163,258	賞 与 引 当 金	504,362
そ の 他	483,577	そ の 他	3,249,197
貸 倒 引 当 金	△789,343	固 定 負 債	1,257,620
固 定 資 産	10,772,857	リ ー ス 債 務	374,590
有 形 固 定 資 産	8,754,381	繰 延 税 金 負 債	499,772
建 物 及 び 構 築 物	4,280,578	退 職 給 付 に 係 る 負 債	364,298
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,780,929	そ の 他	18,958
土 地	1,663,107	負 債 合 計	8,891,852
リ ー ス 資 産	523,653	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	342,634	株 主 資 本	28,482,636
そ の 他	163,478	資 本 金	3,143,675
無 形 固 定 資 産	104,434	資 本 剰 余 金	2,931,466
投 資 そ の 他 の 資 産	1,914,041	利 益 剰 余 金	23,041,643
投 資 有 価 証 券	1,147,726	自 己 株 式	△634,148
長 期 貸 付 金	9,195	その他の包括利益累計額	4,256,163
繰 延 税 金 資 産	355,341	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	666,846
退 職 給 付 に 係 る 資 産	236,332	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,534,294
そ の 他	172,245	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	55,021
貸 倒 引 当 金	△6,800	非 支 配 株 主 持 分	765,916
資 産 合 計	42,396,568	純 資 産 合 計	33,504,715
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	42,396,568

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		30,546,287
売上原価		16,660,641
売上総利益		13,885,646
販売費及び一般管理費		7,829,910
営業利益		6,055,735
営業外収益		
受取利息	136,124	
受取配当金	28,383	
受取賃貸料	28,129	
スクラップ売却益	58,398	
増値税還付金	34,589	
太陽光売電収入	11,515	
その他	33,752	330,893
営業外費用		
支払払利息	18,703	
為替差損	56,143	
太陽光売電原価	5,142	
その他	10,075	90,066
特別利益		6,296,563
投資有価証券売却益	108,652	108,652
特別損失		
固定資産売却損	14,238	
関係会社整理損	472,968	487,207
税金等調整前当期純利益		5,918,008
法人税、住民税及び事業税	1,933,049	
法人税等調整額	△98,481	1,834,568
当期純利益		4,083,439
非支配株主に帰属する当期純利益		271,940
親会社株主に帰属する当期純利益		3,811,499

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日 残高	3,143,675	2,931,466	24,504,193	△1,914,845	28,664,488
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,531,720		△1,531,720
親会社株主に帰属する当期純利益			3,811,499		3,811,499
自己株式の取得				△2,477,168	△2,477,168
自己株式の処分		2,000		13,536	15,537
自己株式の消却		△3,744,328		3,744,328	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		3,742,328	△3,742,328		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△1,462,549	1,280,696	△181,852
2025年3月31日 残高	3,143,675	2,931,466	23,041,643	△634,148	28,482,636

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年4月1日 残高	660,975	2,487,999	37,264	3,186,239	615,494	32,466,222
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					△92,137	△1,623,857
親会社株主に帰属する当期純利益						3,811,499
自己株式の取得						△2,477,168
自己株式の処分						15,537
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	5,870	1,046,295	17,757	1,069,923	242,559	1,312,483
連結会計年度中の変動額合計	5,870	1,046,295	17,757	1,069,923	150,422	1,038,493
2025年3月31日 残高	666,846	3,534,294	55,021	4,256,163	765,916	33,504,715

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,306,180	流 動 負 債	2,834,123
現金及び預金	3,959,947	支払手形	52,203
受取手形	80,809	電子記録債権	453,169
電子記録債権	983,445	買掛金	390,106
売掛金及び契約資産	5,454,054	リース債権	3,327
製品	312,819	未払金	272,516
仕掛品	752,852	未払法人税等	678,736
原材料及び貯蔵品	1,381,387	未払消費税等	80,049
前払費用	65,540	契約負債	73,523
関係会社短期貸付金	1,000,000	預り金	376,148
未収入金	321,358	製品保証引当金	18,656
その他金	114,964	賞与引当金	408,728
貸倒引当金	△121,000	その他の負債	26,956
固定資産	9,046,744	固定負債	234,283
有形固定資産	4,670,837	リース債権	5,936
建物	2,708,663	退職給付引当金	226,046
構築物	201,337	その他の負債	2,300
機械及び装置	773,797	負債合計	3,068,406
車両運搬具	4,593	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	78,090	株 主 資 本	19,617,671
土地	886,336	資本金	3,143,675
リース資産	8,421	資本剰余金	2,931,466
建設仮勘定	9,596	資本準備金	2,931,466
無形固定資産	92,277	利益剰余金	14,176,678
ソフトウェア	72,045	利益準備金	145,275
ソフトウェア仮勘定	16,000	その他利益剰余金	14,031,403
電話加入権	4,232	固定資産圧縮積立金	137,033
投資その他の資産	4,283,628	別途積立金	6,211,000
投資有価証券	1,147,726	繰越利益剰余金	7,683,369
関係会社株	1,907,797	自己株式	△634,148
関係会社出資金	30	評価・換算差額等	666,846
従業員長期貸付金	815,405	その他有価証券評価差額金	666,846
長期前払費用	9,195	純 資 産 合 計	20,284,517
会費	26,390	負債及び純資産合計	23,352,924
前繰延税金費用	11,200		
繰延税金資産	154,643		
その他金	174,680		
貸倒引当金	43,360		
	△6,800		
資 産 合 計	23,352,924		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,603,882
売上原価		8,079,323
売上総利益		5,524,558
販売費及び一般管理費		2,754,970
営業利益		2,769,587
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,678,858	
受取賃貸料	40,562	
経営指導料	5,866	
太陽光売電収入	11,515	
その他	11,430	2,748,232
営業外費用		
支払利息	1,457	
為替差損	79,574	
賃貸費用	14,082	
太陽光売電原価	5,142	
その他	300	100,557
経常利益		5,417,262
特別利益		
投資有価証券売却益	29,311	29,311
特別損失		
固定資産売却損	7,567	
関係会社株式評価損	10,090	
関係会社整理損	209,500	227,157
税引前当期純利益		5,219,416
法人税、住民税及び事業税	1,174,622	
法人税等調整額	△87,284	1,087,337
当期純利益		4,132,078

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金		
					利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
2024年4月1日 残高	3,143,675	2,931,466	－	2,931,466	145,275	144,566	6,211,000	8,817,806
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△7,533		7,533
剰余金の配当								△1,531,720
当期純利益								4,132,078
自己株式の取得								
自己株式の処分			2,000	2,000				
自己株式の消却			△3,744,328	△3,744,328				
利益剰余金から資本剰余金への振替			3,742,328	3,742,328				△3,742,328
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△7,533	－	△1,134,436
2025年3月31日 残高	3,143,675	2,931,466	－	2,931,466	145,275	137,033	6,211,000	7,683,369

	株 主 資 本			評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純 資 産 合 計
	利益剰余金計 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計		
2024年4月1日 残高	15,318,648	△1,914,845	19,478,944	615,262	20,094,207
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－		－
剰余金の配当	△1,531,720		△1,531,720		△1,531,720
当期純利益	4,132,078		4,132,078		4,132,078
自己株式の取得	－	△2,477,168	△2,477,168		△2,477,168
自己株式の処分	－	13,536	15,537		15,537
自己株式の消却	－	3,744,328	－		－
利益剰余金から資本剰余金への振替	△3,742,328		－		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－		－	51,583	51,583
事業年度中の変動額合計	△1,141,969	1,280,696	138,726	51,583	190,310
2025年3月31日 残高	14,176,678	△634,148	19,617,671	666,846	20,284,517

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社帝国電機製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	宏	和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	合	直	樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社帝国電機製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社帝国電機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社帝国電機製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	宏	和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	合	直	樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社帝国電機製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、Web会議システム等の手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社帝国電機製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 加 減 孝 司 ㊞

監査等委員 林 晃 史 ㊞

監査等委員 川 島 一 郎 ㊞

監査等委員 沖 剛 誠 ㊞

(注) 監査等委員 林 晃史、川島一郎及び沖 剛誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の事業展開等も総合的に勘案したうえで、剰余金の処分を決定しております。第121期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案のうえ以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき69円

配当総額 1,146,025,002円

なお、中間配当として1株につき41円をお支払いいたしておりますので、通期の配当金は1株につき110円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

グローバル事業拡大及びブランド力強化のための施策の一環として、「株式会社帝国電機製作所」から新商号「株式会社TEIKOKU」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

1939年に鉄道信号機等の製造を祖業として設立された当社は、戦後の混乱期を経て1960年にキャンドモータポンプの開発に成功し、現在では当該製品が当社の主力製品となっております。

一方、当社から子会社の株式会社平福電機製作所に引き継がれた電子部品事業は、事業ポートフォリオの見直しにより、2024年12月に事業を停止いたしました。

今後は、主力のポンプ事業に専念し、グローバルでのより一層の成長を目指して、業界内で海外においても浸透している「TEIKOKU」を新商号といたします。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2026年4月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は株式会社帝国電機製作所と称し、 英文ではTEIKOKU ELECTRIC MFG. CO., LTD. と表示する。 (新 設) (新 設)	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は株式会社TEIKOKUと称し、 英文ではTEIKOKU CORPORAT IONと表示する。 (附則) (商号変更の効力発生) 第1条 定款第1条（商号）の変更は、2026年4月 1日に効力を生じるものとする。なお、本附 則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後 これを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会からは、特段の意見はありません。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	むらた きよし 村田 潔 (1962年7月18日生)	1985年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2015年2月 当社入社 当社総務本部総務部長 2015年9月 当社総務本部経営企画部長 2018年4月 当社経営企画本部長兼経営企画部長 2018年6月 当社執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 2019年6月 当社取締役執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 2019年9月 当社取締役執行役員総務本部長兼経営企画部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員総務本部長兼経営企画部長 2023年4月 当社取締役常務執行役員総務本部長 2023年6月 当社取締役専務執行役員総務本部長 2024年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現在に至る)	18,100株
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、総務、経営企画、情報システム部門を統括する総務部門担当取締役として、経営計画策定、コーポレート・ガバナンスや内部統制強化、IR推進等に取り組んだ後、2024年6月より代表取締役社長執行役員に就任以降は、グループビジョンの策定を主導し、当社の目指す方向性を明確にする等、当社グループ全体の組織力強化に邁進しております。 これらの実績を踏まえ、今後も当社グループ全体の経営に関して適切な監督を行い、当社の企業価値向上に寄与できる人物であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
2	さ とう てつ ぞう 佐 藤 哲 造 (1964年2月28日生)	1986年4月 当社入社 2007年10月 当社国内営業本部東日本営業部長 2009年4月 当社生産本部調達部長 2012年1月 当社国内営業本部西日本営業部長 2013年10月 当社生産本部生産管理部長 2018年4月 当社生産管理副本部長兼調達部長 2019年1月 当社調達本部長兼調達部長 2019年6月 当社執行役員調達本部長兼調達部長 2019年9月 当社執行役員生産副本部長兼開発部長 2020年4月 当社執行役員技術開発本部長兼開発部長 2020年6月 当社取締役執行役員営業本部長 大連帝国キャンドモータポンプ有限公司 董事長 (現在に至る) 2024年1月 台湾帝国ポンプ股份有限公司董事長 (現在に至る) 2024年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼国 際事業部長 2025年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 大連帝国キャンドモータポンプ有限公司董事長	103,400株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門担当取締役として、国内外の営業を統括している他、技術開発、生産管理、調 達部門等の責任者を歴任し、当社業務に精通しております。また、2020年6月より中国子会社の董 事長に就任し、中国子会社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化に邁進しております。 これらの実績と経験に基づき、当社の企業価値向上に寄与できる人物と判断したことから、引き 続き取締役候補者いたしました。			

招集
ご
通
知

事業
報
告

連結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告

株
主
総
会
参
考
書
類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	あ べ たか し 阿 部 孝 司 (1964年10月18日生)	1987年 4 月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井 住友銀行）入行 2020年 4 月 当社入社 当社総務本部長付部長 2021年 6 月 当社取締役[常勤監査等委員] 2024年 6 月 当社取締役執行役員総務本部長 (現在に至る)	1,700株
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、総務部門担当取締役として、総務、経営企画、情報システム部門を統括し、経営計画策定、コーポレート・ガバナンス推進、人財育成、広報・IR活動強化等に邁進しております。また、監査等委員である取締役として、業務執行の監査や経営の監督等に取り組んだ他、海外業務に関する豊富な経験を活かして海外子会社の管理体制整備等に携わってまいりました。 これらの実績と経験に基づき、当社の企業価値向上に寄与できる人物と判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	と ま り ち え 渡 真 利 千 恵 (1961年5月29日生)	1984年 4 月 株式会社東急ハンズ（現株式会社ハンズ）入社 1999年 8 月 株式会社千趣会入社 2014年 1 月 同社執行役員総務本部長 2016年 1 月 同社執行役員商品開発副本部長 2017年 4 月 株式会社プラネットワーク出向 取締役 管理部長兼株式会社ディアーズ・ブレイ ン取締役 2019年 5 月 アサヒ軽金属工業株式会社入社 事業企 画室長 2023年 4 月 株式会社トーホー社外取締役 （現在に至る） 2023年 6 月 当社社外取締役 （現在に至る） 2024年 6 月 株式会社チノー社外取締役 （現在に至る） <重要な兼職の状況> 株式会社トーホー社外取締役 株式会社チノー社外取締役	300株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、事業会社で要職を歴任し、マーケティングや管理業務等での豊富な経験を有しており、独立した立場から当社の経営に対する監督や経営全般への助言を行っております。また、多数の女性管理職の育成に携わった経験から、当社でも女性活躍推進を含む人材育成の取り組み等に関しても助言を行っております。こうした経験や知見を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡真利千恵氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渡真利千恵氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は渡真利千恵氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。渡真利千恵氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ②補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該補償契約を継続する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
7. 当社は渡真利千恵氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主総会
参考書類

【ご参考：取締役のスキルマトリックス】

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終結後の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営 SDGs	財務・会計・ 人事	法務・ リスク マネジメント	グローバル	営業・ マーケティング	技術開発・ 製造・IT
村 田 潔	○	○	○			○
佐 藤 哲 造			○	○	○	○
阿 部 孝 司	○	○	○	○		○
渡 真 利 千 恵	○	○			○	
加 減 孝 司			○	○	○	○
林 晃 史			○			
川 島 一 郎	○			○		
沖 剛 誠		○				

※上記一覧表は、各取締役候補者が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する退任時解除型譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年6月28日開催の第119期定時株主総会において年額 204,500千円以内（うち社外取締役分年額10,000千円以内とし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

また、上記とは別枠で、2018年6月28日開催の第114期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式の付与時から3年間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式（以下、「在任中解除型譲渡制限付株式」といいます。）を導入し、その付与のための報酬額を、上記とは別枠で年額50,000千円以内、発行または処分される当社普通株式の総数を年100,000株以内とご承認いただいております。

今般、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、対象取締役が退任時まで株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに株式の付与時から当社または当社子会社（以下、合わせて「当社グループ」といいます。）の取締役等の地位から退任または退職するまでの期間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式（以下、「退任時解除型譲渡制限付株式」という。）の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案をご承認いただいた場合、在任中解除型譲渡制限付株式は廃止し、今後の付与は行いません。また、すでに付与された在任中解除型譲渡制限付株式のうち、本株主総会終了時点において譲渡制限が解除されていないものについては、退任時解除型譲渡制限付株式と同様の譲渡制限期間等となるよう変更を行う予定であります。

本議案に基づき対象取締役に対して退任時解除型譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、廃止する在任中解除型譲渡制限付株式と同額の年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名であり、第3号議案が承認可決されますと、3名となります。

また、退任時解除型譲渡制限付株式の発行または処分にあたっては、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の発行要項の決議日において当社の対象取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給いたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の

日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する事を条件といたします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

本議案における新制度に基づく報酬の付与のための金銭債権に係る報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への新制度に基づく報酬の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針その他諸般の事情を考慮して決定されているため、本議案は報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると考えております。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社グループの取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した時点（ただし、当該時点が、本払込期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了より前であった場合には、本払込期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了時点）までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の日の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社グループの取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

- ① 対象取締役が死亡、任期満了または定年その他正当な理由によらず、当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任または退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡、任期満了または定年その他正当な理由により、当社グループの取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任または退職した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任または退職した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) 公開買付け等における取扱い

当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始された場合であって、対象取締役から当社に対して本公開買付けに応募するために本譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合には、当社の取締役会が別途定める日に全ての本株式について譲渡制限を解除する。

(7) その他の事項

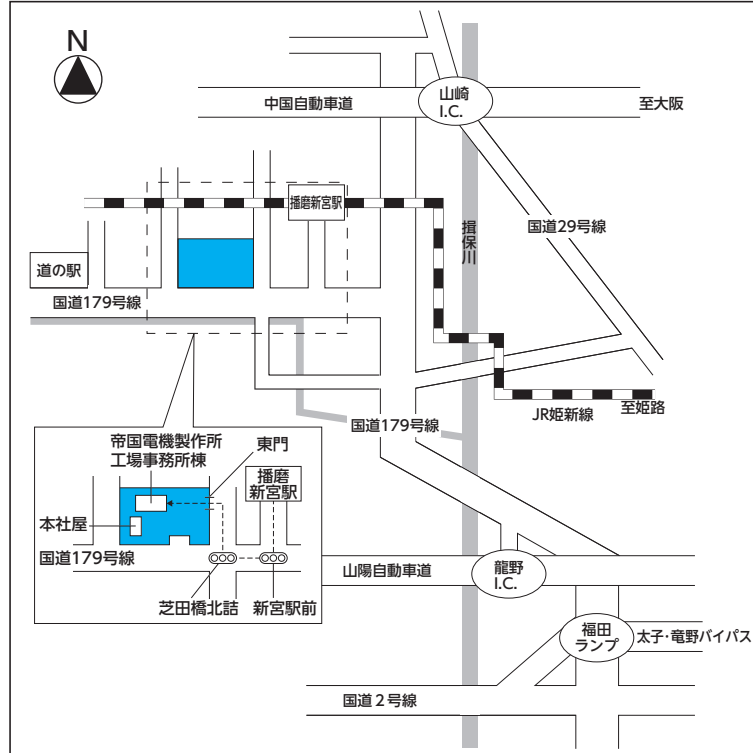
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県たつの市新宮町平野60番地
当社工場事務所棟 3階誠和ホール
(本社工場東門からお入りください。)
電話0791-75-0411

※障がい者用駐車場を設けておりますのでご利用ください。



- ・ J R 姫新線「播磨新宮駅」より徒歩約10分
- ・ 中国自動車道「山崎I.C.」より車で約20分
- ・ 山陽自動車道「龍野I.C.」より車で約20分
- ・ 太子・竜野バイパス「福田ランプ」より車で約20分



FSC® 認証紙と植物油
インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。